

朝日町住宅リフォーム補助事業を有効に活用しましょう！！

朝日町では、町内の住宅関連産業を中心とした町内経済の活性化を図るとともに、住宅の増改築、耐震補強、リフォームを促進し、町民が快適な生活を営むことができるよう居住環境の質の向上を支援します。

増改築・リフォーム工事に対し
工事費の **5分の1**
20万円まで補助します!!

◎補助対象者

次の要件を全て満たす方

- ①朝日町に住民登録があり、対象となる住宅の居住者
- ②住宅の所有者及び世帯員全員に町税等の滞納がない方
- ③過去にこの補助金を受けていない方

◎対象となる工事

次の要件を全て満たす工事

- ①個人住宅又は併用住宅の機能の維持及び向上のために行うリフォーム工事（改修、修繕、一部増築、模様替え等）
- ②朝日町住宅リフォーム補助金交付要綱が失効するまでに完了する工事
- ③リフォーム工事等を業として行う、**町内に主たる事業所を有している法人又は、町内に住所を有する個人事業主が施工するリフォーム工事**
- ④リフォーム等工事費用が20万円（消費税込み）以上であること

◎補助金の額

リフォーム等工事費用の20 / 100 上限額20万円（千円未満切り捨て）

平成25年度の受付は、平成26年3月末完成分までで、予算の範囲内にて締切ります。

◎補助金交付申請に必要なもの

【申請書類】

朝日町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ①位置図
- ②工事見積書又は工事請負契約書若しくは請書の写し（工事内訳書）
- ③補助対象工事の工事内容のわかる図面
- ④施工箇所の工事着手前の写真
- ⑤申請者の世帯全員の住民票の写し
- ⑥住宅の所有者がわかる書類（固定資産税課税台帳の写し等）
- ⑦他の補助制度を利用する場合は、その制度の申請書の写し
- ⑧承諾書（様式第2号）

◎対象となる住宅

次の要件を全て満たす住宅

- ①申請者が居住し、申請者又は親・子が所有している住宅（賃貸住宅は対象外）
※併用住宅は住宅部分が対象（共用部分は面積按分で算出）
- ②過去にこの補助金を受けていない建物

◎対象とならない工事

- ①住宅と別棟の倉庫、車庫等の工事
- ②申請者自らが行う工事業者を伴わない機器、設備等の購入
- ③移動又は取り外し可能な機器又は製品（テレビ、冷蔵庫、オープン等）
- ④造園、門扉、塀又は外溝の工事
- ⑤下水道接続工事の配管工事、浄化槽設備の工事（便器、浴槽、流しの取替え等は補助金対象）
- ⑥増築・リフォーム等工事を伴わない解体工事
- ⑦他の補助制度を利用する工事で、当該補助制度と重複計上となる費用
ただし、国が実施しているエコポイント制度は除く

問い合わせ先 産業建設課 TEL377-5658